資料２－１

論点に対する回答

分　　野	情報システム調達を通じたデジタル化の推進について （フォローアップ）
省 庁 名	デジタル庁、総務省、公正取引員会

情報システム調達を通じたデジタル化の推進については、第５回デジタル基盤ＷＧ（令和４年４月 20 日開催）において、公正取引委員会から、事業者や自治体からの意見を踏まえ、「情報システムにおける疎結合、ＡＰＩ連携の促進」等に係る具体的な進捗状況等に関して御報告いただいたところ。

当該取組については、各府省への横断的な展開を図る観点から、デジタル社会実現の司令塔であるデジタル庁において推進すべく、令和４年６月の規制改革実施計画において以下が決定しているところである。

デジタル庁においては、「情報システム調達改革検討会」等において、種々検討を進めていることを承知しているところ、斯かる検討会での議論等も踏まえ、次の論点について御回答いただきたい。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	情報システム調達を通じたデジタル化の推進	a　デジタル庁は、官公庁における情報システムの疎結合化等を含めた調達単位の考え方、ＡＰＩ（Application Programming Interface）の標準化及び整備基準等並びに、データの相互運用性を高めるルールについて、参考資料や関連ガイドラインの整備等を行うとともに、既に公開している「データを相互運用する体系（政府相互運用性フレームワーク（ Government Interoperability Framework ））」を含め統一的周知を行う。ガイドラインの整備に当たっては、後年度負担を含めた情報システムに係るトータルコストの低減と、品質、性能の確保を担保できるよう、十分な精査を行うものとする。また、各府省において統一的な運用がなされるよう、ベンダーロックインの回避に資するような仕様書・契約書のひな形等の作成・周知や、官公庁の情報システム調達時の判断に当たっての相談窓口を設置する等、必要な措置を講ずる。 　あわせて、デジタル庁は、地方公共団体においても、国と同様に、ベンダーロックインが回避されるよう、公正取引委員会の協力を得て、各府省に対して行う取組等を、総務省と連携して、地方公共団体に対して周知を行い、対策の徹底を図る。 　また、デジタル庁は、行政機関等におけるＳａａＳ（Software as a Service）等の利用を円滑にするため、ＳａａＳ等の利用を想定した調達、契約、支払等の在り方について検討を行う。 b（略）	a：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置 （b：略）	a：デジタル庁、総務省、公正取引員会 （b：略）

【論点１－１】これまでの取組及び検討状況について

上記の規制改革実施計画（以下、⑴～⑷に係る取組事項に分割）を踏まえた、デジタル庁におけるこれまでの取組及び検討状況をお示しいただきたい。また、デジタル庁自身が発注者として実施する調達手続について、どのように調達改革を進めているのかについても、併せて具体的にお示しいただきたい。

⑴ 官公庁における情報システムの疎結合化等を含めた調達単位の考え方等について、関連ガイドラインの整備等を行うこと。また、既に公開している「データを相互運用する体系」を統一的に周知すること。

⑵ 各府省において、統一的な運用がなされるよう、ベンダーロックインの回避に資するような仕様書・契約書のひな型等の作成・周知等に係る必要な措置を講じること。

⑶ 地方公共団体において、ベンダーロックインが回避されるよう、公正取引委員会の協力を得て、各府省に対して行う取組等を、総務省と連携して、地方公共団体に周知を行い、対策の徹底を図ること。

⑷ 行政機関等におけるＳａａＳ等の利用を円滑にするため、ＳａａＳ等の利用を想定した調達、契約、支払等の在り方について検討を行うこと。

【論点１－２】ベンダーロックインの回避について

上記の規制改革実施計画において、ベンダーロックインの回避に係る積極的な取組が求められている。前回ＷＧでは、公正取引委員会から、多様なベンダーの新規参入を促進する観点から、「三層の対策」の抜本的な見直しについての言及があった。この点、令和４年６月の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、「三層の対策」の抜本的な見直しを含めた検討を進めることとされているところ、検討状況についてお示しいただきたい。

また、スタートアップ等多様な事業者参入を目指すべく、第６回情報システム調達改革検討会（令和４年 12 月 20 日開催）において、デジタルマーケットプレイス（ＤＭＰ）について議論がなされたと承知しているところ、参入障壁の解消に向けた取組等の本件議論の内容も併せてお示しいただきたい。

さらに、特にクラウドサービスにおいて、現行クラウドベンダーから他のクラウドベンダーへ移行する例は極めて少ないものと承知しているが、斯かる分野におけるベンダーロックインに関しての貴庁の見解をお示しいただき

たい。

【論点１－３】デジタル人材の育成・確保について

上記ベンダーロックインが発生する要因の一つとして、官公庁における情報システムに関する人員体制が不十分であることが考えられる。この点、上記重点計画において、「官民を挙げたデジタル人材の確保・育成を図る」取組を進めることとされているところ、本件についての取組状況についてお示しいただきたい。特に今後の政策立案にデジタルやデータの要素は不可欠であるため、「官」での人材育成についてはより具体的にお示しいただきたい。

また、地方公共団体においては、その財政的・人的規模もそれぞれであり、中小規模の地方公共団体にとってはデジタル人材の継続的な確保は極めて困難なのが現状である。中小規模の地方公共団体を含む全ての地方公共団体において、デジタル人材の継続的な確保の実現のためには、デジタル人材に係る人事制度や組織の在り方等の抜本的な見直しが必要と考えるが、貴庁の見解をお示しいただきたい。

【回答１－１】※(3)については、総務省及び公正取引委員会と調整の上、回答すること。

(1)　令和４年３月に API 関連ドキュメントを内包した政府相互運用性フレームワーク（GIF）を公開しており、随時改善を行った。また、各府省庁に対して、府省庁が保有するシステムに対して、中長期的な計画の提出を依頼し、その中で、GIF の検討状況、活用開始年度を確認した。

既存ドキュメントについて、必要に応じて更新を行えるよう検討を行っていく。

調達単位の検討については昨年度の調達改革検討会の中でも議論し、過去、調達単位を細分化しすぎたことによる失敗事例等も踏まえ、適切な調達単位を検討することが重要であり、デジタル庁に於いて試行等を模索しながら優良事例を収集してまいりたい。

(2)　調達仕様書・要件定義書の標準テンプレートの整備を行った。標準テンプレートは、令和５年度において、標準ガイドライン群の添付資料として、公開する予定である。また、デジタル庁内においては、ベンダーロックインの防止を図る上で、各発注担当者が行動すべき内容をまとめたチェック

リストを整備し、各発注担当者に、防止活動とチェックリストの作成を促していく予定。本チェックリストについては、まずデジタル庁内で運用を行い、その有効性を図る予定である。

(3)　標準ガイドラインについてはデジタル庁ホームページにて公表しており、標準ガイドライン群の研修等も含め地方公共団体にも周知している。今後、標準ガイドライン群の更新以外に、地方公共団体へ周知を行うべき事項が発生した場合は、総務省と協議の上、周知を行っていく予定である。

(4)　ベンダーロックイン対策にも有効と考えられるデジタルマーケットプレイスの導入について検討を進めてまいりたい。

【回答１－２】※総務省と調整の上、回答すること。

＜総務省回答＞

「三層の対策」の抜本的な見直しについては、令和２年 12 月の地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン改定により、ゼロトラストセキュリティの考え方を取り入れた「三層の対策」の見直しを実施。

業務端末を LGWAN 接続系に配置する従来モデル（α モデル）に加え、各端末のセキュリティ対策や不正な挙動を検知し、早期対処する仕組み等のセキュリティ対策を実施した上で、インターネット上のクラウドサービスの活用や、テレワークの円滑な実施ができるよう、業務端末をインターネット接続系に配置する新モデル（β（β ’ ）モデル）を提示。

＜デジタル庁回答＞

デジタルマーケットプレイスについては国・地方公共団体の情報システム調達の迅速化への IT スタートアップ等の多様な事業者の参入を促進するため、デジタルマーケットプレイスについて 2023 年度（令和 5 年度）中にカタログサイトの構築実証を進め、行政機関や民間事業者の意見を聞きつつ、2024 年度（令和 6 年度）以降の導入を目指す。

更に、クラウド分野におけるベンダーロックインに関して、

①　現行ベンダーしか、現行のクラウドサービス（アカウントや設定情報、など）をそのまま引き継げない形

②　現行のクラウドサービスから必要なデータ等を抜き出すこと、他のクラ

ウドサービスへ移行することが困難な形
の２種類を想定している。
両ケースを想定し、要件定義書の標準テンプレートに、ロックインを防止する項目を記載している。標準テンプレートに記載することですべてが解決・防止できるわけではないが、他の施策と合わせて、発注担当者へベンダーロックイン防止の意識を周知していきたい。

【回答１－３】※総務省と調整の上、回答すること。

＜デジタル庁回答＞
各府省庁が、デジタル分野の人材確保・育成を計画的に推進するために作成している「政府デジタル人材確保・育成計画」の実施状況を毎年度末にフォローアップし、各府省庁のサイバーセキュリティ・情報化審議官による会議等を活用して、その結果について、好事例の紹介も交えて共有しているところである。今後も効果を見定めつつ、ニーズに応えたものとなっているかフォローアップを継続する。
また、令和４年３月時点で「情報システム統一研修」として各府省庁等の職員を対象に IT 調達を含む内容を実施済であるが、引き続き、講師・教材作成等にデジタル庁内の専門性の高い知見を有する者を活用し、より実効性の高い内容へと充実を図る。
併せて、地方自治体の職員に係るデジタル分野の人材育成については、令和４年度から総務省とも連携・協力し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）経由で当該研修コンテンツの一部について地方公共団体の職員に共有をしたところであり、地方公共団体の職員のニーズも踏まえつつ、今年度も新たな研修コンテンツ等を提供する予定であり、引き続きデジタル人材育成にも資する取組を進めていく予定である。

＜総務省回答＞
各地方公共団体における人事・組織のあり方については、それぞれの団体において適切に判断していただくべきものと考えているが、総務省としても、中小規模の団体を含む地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の取組を推進するため、市町村が外部のデジタル人材を CIO 補佐官等として任用する際の経費に係る地方財政措置を拡充するほか、今年度から新たに、都道府県等が市町村支援のためにデジタル人材の確保を行った場合の人件費や、

各団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX 推進リーダー）の育成に係る経費について、地方財政措置を講ずるなど、各団体における取組の促進を図っているところ。
【論点２】今後の取組内容及び工程について 情報システム調達を通じたデジタル化の推進に向け、今後の取組内容及び具体的工程についてお示しいただきたい。なお、検討に際しては、事業者にとって利用可能、かつ利用しやすい調達制度であることが大前提であることを念頭においていただきたい。また、当該具体的工程が着実に進むよう（進まない場合には即時にその点が把握できるよう）、当該取組に係る進捗管理方法についても併せてお示しいただきたい。
【回答２】引き続きデジタルマーケットプレイスの導入等、調達改革に取り組んでまいりたい。